

ひとり親世帯臨時特別給付金

☎ こども課育成支援係 ☎ (95)9886

子育てに対する負担の増加や収入の減少を支援するために、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

基本給付

対象者 高校卒業まで（18歳の誕生日の最初の3月31日まで）の児童を養育しており、かつ①～④のいずれかに該当する人

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
- ②公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金など）を受給しており、6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている人、もしくは、全額停止が想定され児童手当を申請していない人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人
- ④①～③に該当せず、令和2年6月分のこどもすこやか手当を受給している人

給付額 1世帯5万円、2子以降1人につき3万円

申請 ①不要（児童扶養手当の振込口座に振り込みます）
②～④8月3日（月）～令和3年2月26日（金）にこども課育成支援係にて申請が必要



追加給付

- 対象者** ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
②公的年金などを受給しており、6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている人もしくは、全額停止が想定され児童扶養手当を申請していない人

給付額 1世帯5万円

【①②共通】

申請 8月3日（月）～令和3年2月26日（金）にこども課育成支援係にて申請が必要

子育て情報携帯メールサービスをご利用ください



☎ こども課育成支援係 ☎ (95)9886

市が提供している子育て支援サービスの内容や子育てに関する情報をスマートフォンや携帯電話にメールでお届けするサービスです。情報は、希望する年齢ごとに分けて配信するので、毎日の生活に是非お役立てください。

（例）子育て支援センターや児童センターなどのイベント、保健センターで実施する健診などの案内

（メール例）

イベント情報について

事業名：たなばた会
日時：7月〇日15:00～
場所：ららくるにしばた

詳しくは、ららくるにしばたまでお問い合わせください。☎0566-43-3434

1歳6か月児健診について

受付：3月〇日14:00～14:30
場所：保健センター
対象：令和〇年〇月1日～15日生の児
詳しくは、保健センターまでお問い合わせください。☎0566-48-3751



区分

①妊婦～3歳未満②3歳～就学前③小学生以上④子どもに関連すること全般配信

配信内容

子育て支援センターや児童センターなどの各種イベント、保健センターで実施する各種健診や予防接種などの案内

登録方法

①空メール送信

右の2次元コードをスマートフォンなどのバーコードリーダーで読み取るか、以下のメールアドレスへ空メールを送信してください。

☒hekinan-kosodate@aeh.jp

②登録の案内メールが届く

登録フォームへ進みます。

③利用者登録情報を入力

④登録完了メールが届く

※通送料・通話料などは利用者負担です。



メールアドレス

